

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		2006年 8			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)			
滋賀県彦根市小泉町31番地		株式会社 平和堂 代表取締役社長 夏原 平和 電話 0749 - 23 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	各種商品小売業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	全社の環境マネジメントシステムの取り組みと合わせて、一次エネルギーの消費効率の改善を図ることで、2%以上の二酸化炭素排出量の削減を目指す。				
推進体制	各店舗の支配人または店長をEMS責任者とする環境マネジメントシステムの推進体制を元に、他のEMSの取り組みと合わせて推進していく。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	後方照明・空調	後方各部署の照明や空調に関して、節電管理ツール・空調設備管理ツールを使用し、節電・空調点検を徹底し電力使用量を削減する。		
	18~19	店内冷凍設備	売場の冷凍ケース・冷蔵ケースの温度が適正に維持されているか、毎日3回点検することでムダな電力使用を削減する。		
	18	自家発電設備	A重油燃焼による自家発電量を減らし、一般電気事業者からの購入電力に振り替えることにより、二酸化炭素排出量を削減する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	30,829 t	30,948 t	0.4%	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 30,829 t	*2 30,948 t	0.4%	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 30,829 t	(*2)-(*3) 30,948 t	0.4%		
特記事項	1. 当社では、全店舗でISO14001を一括認証し、その環境方針にもCO2排出量の削減を掲げ取り組んでいます。 2. 事業所起因以外のCO2排出量削減として、配送車両の燃料使用量の削減(委託物流分)にも取り組んでいます。 3. 小売業として消費者向けにお買物袋持参運動の推進、簡易包装の推進、店頭回収リサイクルにも積極的に取り組み府民の環境意識向上にもつなげたいと考えています。 4. 社員の環境教育はオリジナル環境教育ビデオを作成し、年1回全社員に対し実施しています。 ※総排出量の増加について、平成18年3月17日と4月21日に開店の2店舗が増加しているためです。この2店舗を除く削減率は「-3.5%」であり、排出量は「29,735t」となります。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。